



ゲームセンター業界における「低炭素社会実行計画」 さらに強化促進を！

2013年度～2030年度 AOU計画

	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 目標	2025年度 目標	2030年度 目標
CO2排出量	271,785,438	253,477,421	236,795,651	238,494,442	233,117,670	250,272,000	236,336,400	226,540,400
基準年に対する増減率 (基準年)		-6.7%	-12.9%	-12.2%	-14.2%	-7.9%	-13.0%	-16.6%
前年対比 (増減率)		-6.7%	-6.6%	0.7%	-2.3%	-0.4%	-	-

AOU加盟店舗における 2016 年度実績は、目標▲7.6%に対し、実績▲14.2%と大きく目標達成ができました。ちなみに、ゲーム機械1台あたりの年間使用電力量は、18社628店舗における平均では2,760kwhでした。

冬期の電力需要増加などあるなか、さらに強化推進していただくべく、皆様のご協力をお願いいたします。

AOU会員の皆様は、これまで通り、遵法営業の徹底を

景品が絶対取れないように設置したクレーンゲーム機で客から料金をだまし取ったとして、大阪市のゲームセンター運営会社社長と社員5人の男女6人が昨年12月23日、大阪府警保安課に詐欺の疑いで逮捕されました。同社が運営するゲームセンターでは、高価な景品を並べて客の射幸心をあおり、獲得できなかった客が帰ろうとすると従業員が実演。成功してみせ「絶対に取りれる。元を取らないと」などと言葉巧みにひきとめ、高額な料金を支払わせていたとのこと。保安課によると、当初はぬいぐるみなどを景品として無料でゲームをさせた上で高価なゲーム機やタブレット端末を景品に追加。料金は1回500円から最終的には1万円まで吊り上り、現金自動預払機や消費者金融で金を引出し、ゲームを続けた客もいたそうです。

逮捕された運営会社はAOU非加盟ですが、このような事件は業界のイメージをダウンさせます。AOU会員各社におかれましては、これまで同様、遵法営業を徹底させるとともに、アウトサイダー業者を発見した際にはAOU本部までご連絡くださいますようお願いいたします。

ゲームセンターにおける景品の取り扱い

「景品提供を行う遊技機」における景品の取り扱いに関する綱領（平成2年12月20日）に基づき、「ゲームセンター等における景品の取り扱い要領」を次のように定める。

1. 目的

本要領は、ゲームセンター等における景品提供を適正に実施することにより善良の風俗の保持と少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び公正な競争秩序を確保することを目的とする。

2. 景品の価額

- (1) 景品1個の価額は、市販価額で800円を超えてはならない。
- (2) 景品価額は、一般市場における市販価額とする。
注) 違反価額は、仕入方法が輸入、大量購入、製造者からの直接仕入れなどの如何を問わず、一般小売店において販売されている同一商品または類似商品との比較によって判断される価額である。

3. 景品の種類

提供する景品は、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らして適合すると認められる物に限る。

次に掲げる物品は、設備または提供してはならない。

- ①タバコ及び喫煙器具類
- ②酒類
- ③医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を有する有機溶剤を含有する物品類
- ④性的好奇心をそそる図書、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク・レーザーディスク・CD-ROM・DVD等の記録メディア類
- ⑤性的な行為の用に供する物品類及び性器を模した物品類
- ⑥ショーツ・ブラジャー等の下着類

- ⑦金券類及び類似品(テレホンカードなど)類
- ⑧食品衛生法に抵触する材料を使用した物品類
- ⑨偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他社の知的財産権を侵害している物品類
- ⑩心身に危害を与える恐れのある物品類(レーザーポインター、刃物類等)
- ⑪動物愛護の精神に反する生物

4. 景品提供の方法

- (1) 1回の遊技結果に提供する景品の個数は、1個とする。
- (2) 景品は、予め表示されている景品と同一の景品でなければならない。
- (3) 景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- (4) カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- (5) 提供した景品をもってほかの景品と交換してはならない。
- (6) 景品を手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本要領の定めるところにより景品の取り扱いを行わなければならない。
- (7) 風宮適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. この取り扱い要領は平成22年1月1日から適用する。



掲示してありますか？ 「AOUステッカー」！

AOUの会員証

▶ 店舗の見やすい場所に